

重要なお知らせ

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

工事請負契約等における「最低制限価格」及び 「調査基準価格」の算定方法の変更について【お知らせ】

令和4年10月1日以降開札分から、最低制限価格及び調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）における算定方法について、次のように変更されていますので、十分にご留意ください。

- 最低制限価格等の設定にあたっての無作為係数について
（工事請負、業務委託、測量・建設コンサルタント等）

改正前	改正後
10,000 分の 9,950 から 10,000 分の <u>10,050</u> の範囲内 で機械が無作為に選んだ係数 を乗じる	10,000 分の 9,950 から 10,000 分の <u>10,100</u> の範囲内 で機械が無作為に選んだ係数 を乗じる

- 最低制限価格等の上限値について（工事請負、業務委託）

改正前	改正後
上限値を予定価格算出基礎額 の 10 分の <u>9.2</u> を乗じて得た 額とする	上限値を予定価格算出基礎額 の 10 分の <u>9.4</u> を乗じて得た 額とする

【関係規程】

- (1) 工事請負契約に係る最低制限価格設定基準
- (2) 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領
- (3) 業務委託契約に係る最低制限価格設定基準
- (4) 業務委託契約に係る低入札価格調査制度運用要領
- (5) 測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準
- (6) 測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領